

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

高齢化の急速な進展

近年、我が国では高齢化が急速に進展しており、小平市でも高齢化率が20%を超えて、超高齢社会に突入しようとしています。戦後の第一次ベビーブーム世代（いわゆる団塊の世代）が65歳を迎えることにより、これまで以上に高齢化に拍車がかかっており、支援を必要とする高齢者への対応とともに、元気な高齢者の社会参加を促すことにより、活力ある超高齢社会を構築することが急務となっています。

「地域包括ケア」の必要性

できるだけ介護が必要ないように健やかに暮らし、万一介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく生活できるようにするためには、地域全体で高齢者を支える体制づくりが必要です。介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、サービス提供体制や地域ネットワークを継続的に整備し、高齢者の尊厳を支えていくことが求められています。

高齢者の生活課題への対応

最近では、地域関係の希薄化などが原因で、高齢者の孤立が社会問題となっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守りや支援の充実が大きな課題となっています。また、認知症高齢者の増加や介護をしている家族の負担にどのように対処していくのかも難しい課題です。高齢者の抱える様々な生活課題に柔軟に対応していくためには、公的な支援の力だけでは限界があり、地域の様々な社会資源を有効に活用することが必要となっています。

介護保険制度の動向と今後の策定方針

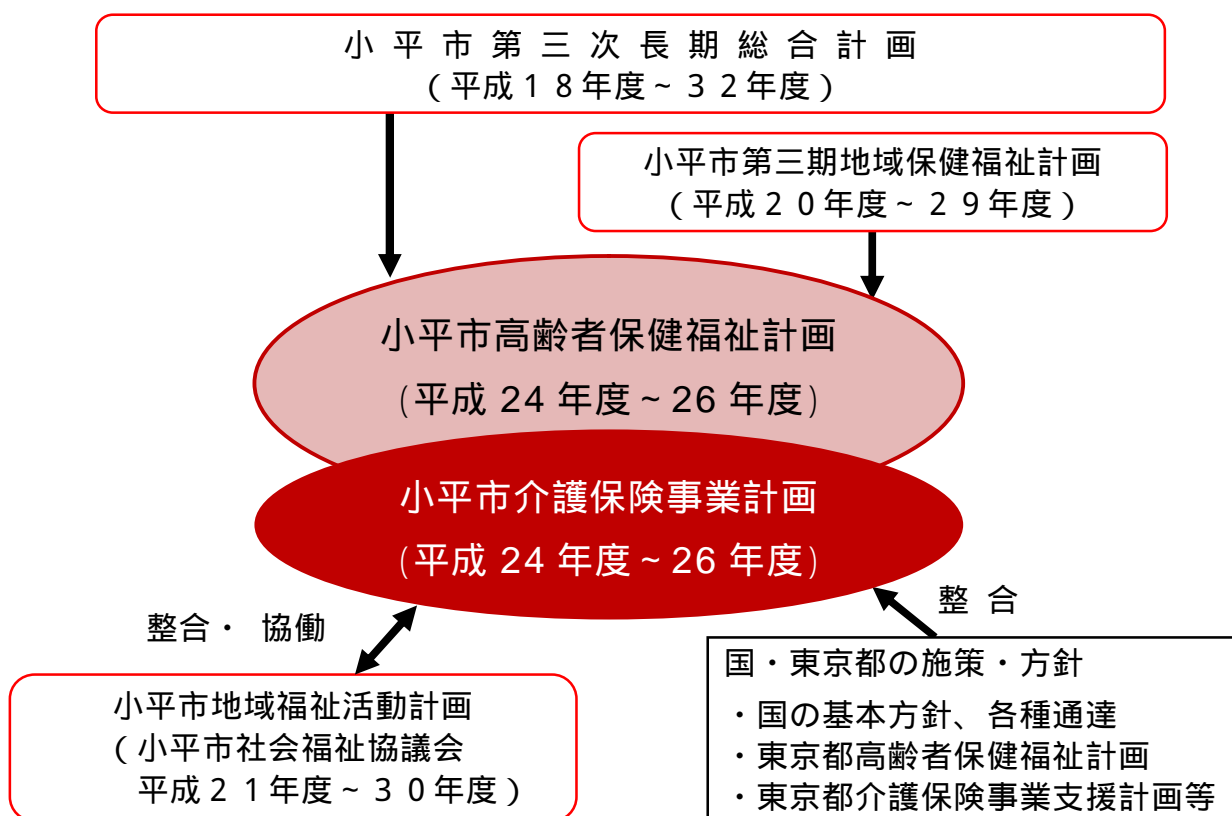
平成18年に介護保険制度の一部が改正され、第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）では、介護予防給付及び地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等が行われました。第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）では、第3期介護保険事業計画の考え方を踏襲しつつ、さらに、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、特に、地域密着型サービス及び地域支援事業の充実を図りました。今期の計画（平成24年度～平成26年度）でも、この間の社会情勢の変化などを考慮し、「地域包括ケア」の考えを念頭に置きつつ、基本的にこの方針を継承していくこととなります。

2. 計画策定の目的

本計画は、安心できる豊かな高齢社会の実現を目指して、上位計画である「小平市地域保健福祉計画」との整合性を図るとともに、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、策定するものです。

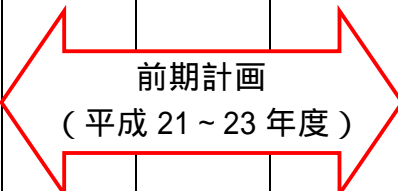

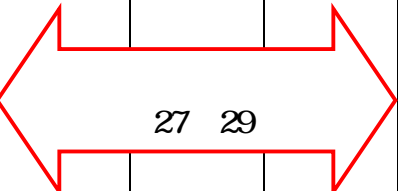
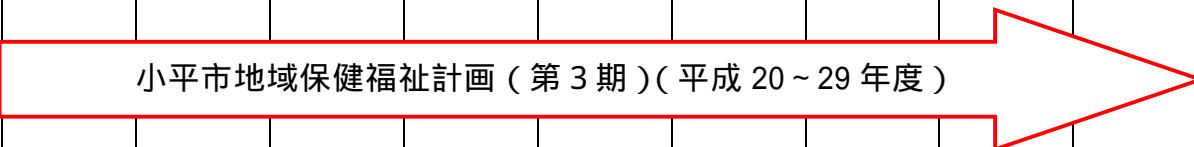
3. 計画の位置づけ

- ・ 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。
- ・ 本計画は、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に進めるため、両者を一体として策定するものであり、平成20年度からの10年間を計画期間とする小平市地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられるものです。



4. 計画の期間

- ・本計画の対象期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
平成26年度に見直しを行い、新たな計画を策定することとします。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
 前期計画 (平成21～23年度)			 今期計画 (平成24～26年度)			 次期計画 (平成27～29年度)		
 小平市地域保健福祉計画(第3期)(平成20～29年度)								